

療養解除届（新型コロナウイルス感染症）

新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。この間は、他の人に感染させる恐れがあるため、登園することはできません。

【出席停止期間】発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態です。

- ・ 本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入していただく必要はありません。
- ・ ただし、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

例	発症日	発症後5日間（登園停止期間）					発症後6日目以降	
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に症状が軽快	発熱	症状が軽快 1日目					登園可能	
発症後2日目に症状が軽快	発熱	発熱	症状が軽快 1日目				登園可能	
発症後3日目に症状が軽快	発熱	発熱	発熱	症状が軽快 1日目			登園可能	
発症後4日目に症状が軽快	発熱	発熱	発熱	発熱	症状が軽快 1日目		登園可能	

保護者記入欄

新型コロナウイルス感染症により療養をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過しましたので

月 日より登園いたします。

発症日： 月 日

解熱した日： 月 日

診断を受けた医療機関

記入日 年 月 日

クラス 園児氏名

保護者氏名

